

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案については、5月20日の水産政策審議会・資源管理分科会にて審議が行われた結果、諮問どおり答申された。これを受けて、標記省令を8月1日に施行する予定である。

1 改正の概要

- (1) かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚類については、世界的に、多国間条約に基づき設置されている地域漁業管理機関（具体的には、大西洋においては大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT：1969年発効）、中部及び西部太平洋においては中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC：2004年発効）など、五つの国際的な地域漁業管理機関（別紙））によって、資源の保存、管理の枠組決定が行われているところである。
- (2) 各地域漁業管理機関においては、関係国が協力し、公海及び各国の排他的経済水域における、かつお・まぐろ類の保存管理措置を導入しているところであるが、近年の資源状況の悪化を受けて、資源保存に係る措置を強化する機運が非常に高まっており、各管理機関（国際的な枠組み）においては、適切に資源管理を図る観点から、具体的な規制措置を決議し、関係国に対して的確に遵守するよう求めている状況にある。
- (3) 我が国の遠洋かつお・まぐろ漁業等、かつお・まぐろ類を漁獲対象としている許可漁業については、公海及び外国排他的経済水域をその主な漁場としており、我が国独自の漁業・資源管理措置に加え、上記（2）で述べた各地域管理機関により定められた国際的な漁業・資源管理措置を遵守し、これを確実に履行することにより責任ある漁業国としての管理体制を確立することが必要であることから、関係制度の改正を行うものである。

2 改正等の内容の概要

平成20年及び平成21年の中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において、めばち・きはだに関する保存管理措置（2008-01）、南太平洋めかじきに関する保存管理措置（2008-05）、改正された船舶登録に関する保存管理措置（2009-01）、転載に関する保存管理措置（2009-06）及びまき網水揚げモニターに関する保存管理措置（2009-10）が採択された。

また、平成21年の大西洋まぐろ類国際委員会（以下「ICCAT」という。）において、さめ類の一種であるハチワレの採捕禁止に関する決議（2009-07）が、平成22年のインド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）において、はちわれを含むおながざめ類の採捕禁止に関する決議（10/13）及びはえ縄及びまき網の操業禁止区域

に関する決議（10/01）がそれぞれ採択された。

上記を踏まえ、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。）において、次に掲げる規定の整備を行うこととするほか、関連する告示について所要の手当てを行うこととする。

- (1) WCPFCのめばち・きはだに関する保存管理措置（2008-01）に基づき、大中型まき網漁業に係る管理措置を講ずるもの
 - ・大中型まき網漁業における集魚装置を使用した操業の一定期間の禁止
(指定省令別表第2の一部改正)
 - ・大中型まき網漁業における操業禁止区域の設定（別表第2の一部改正）
- (2) WCPFCのめばち・きはだに関する保存管理措置（2008-01）及び南太平洋メカジキに関する保存管理措置（2008-05）に基づき、まぐろはえ縄漁業に係る管理措置を講ずるもの
 - ・農林水産大臣が告示により定めた期間、まぐろはえ縄漁業におけるめばち・きはだ等の採捕停止命令を講ずることができるようにする規定の創設（指定省令別表第2及び特定省令別表第4の一部改正）
- (3) WCPFCの転載に関する保存管理措置（2009-06）及びまき網水揚げモニターに関する保存管理措置（2009-10）に関するもの
 - ・大中型まき網漁業における漁獲物の陸揚げ・転載に係る事前届出制度の創設（指定省令第33条の2（新設））
 - ・遠洋かつお・まぐろ漁業における転載等の事前届出制度の対象となる魚種の拡大（指定省令第60条の2の一部改正）
- (4) ICCATのはちわれに関する保存管理措置（09-07）
 - ・遠洋かつお・まぐろ漁業に係る大西洋（地中海含む。）におけるはちわれの採捕禁止（指定省令別表第2の一部改正）
- (5) IOTCのおながざめ類に関する保存管理措置（10/13）
 - ・遠洋かつお・まぐろ漁業に係るインド洋におけるおながざめ類の採捕禁止（指定省令別表第2の一部改正）
- (6) IOTCの操業禁止期間に関する保存管理措置（10/01）
 - ・インド洋における操業禁止区域の設定について（指定省令別表第2の一部改正）

3. 施行日

平成22年8月1日（予定）